

稲沢市都市と緑のマスタープラン

策定方針（案）

平成 30 年 2 月

稲沢市都市計画課

1 位置づけについて

1) 都市計画マスタープラン

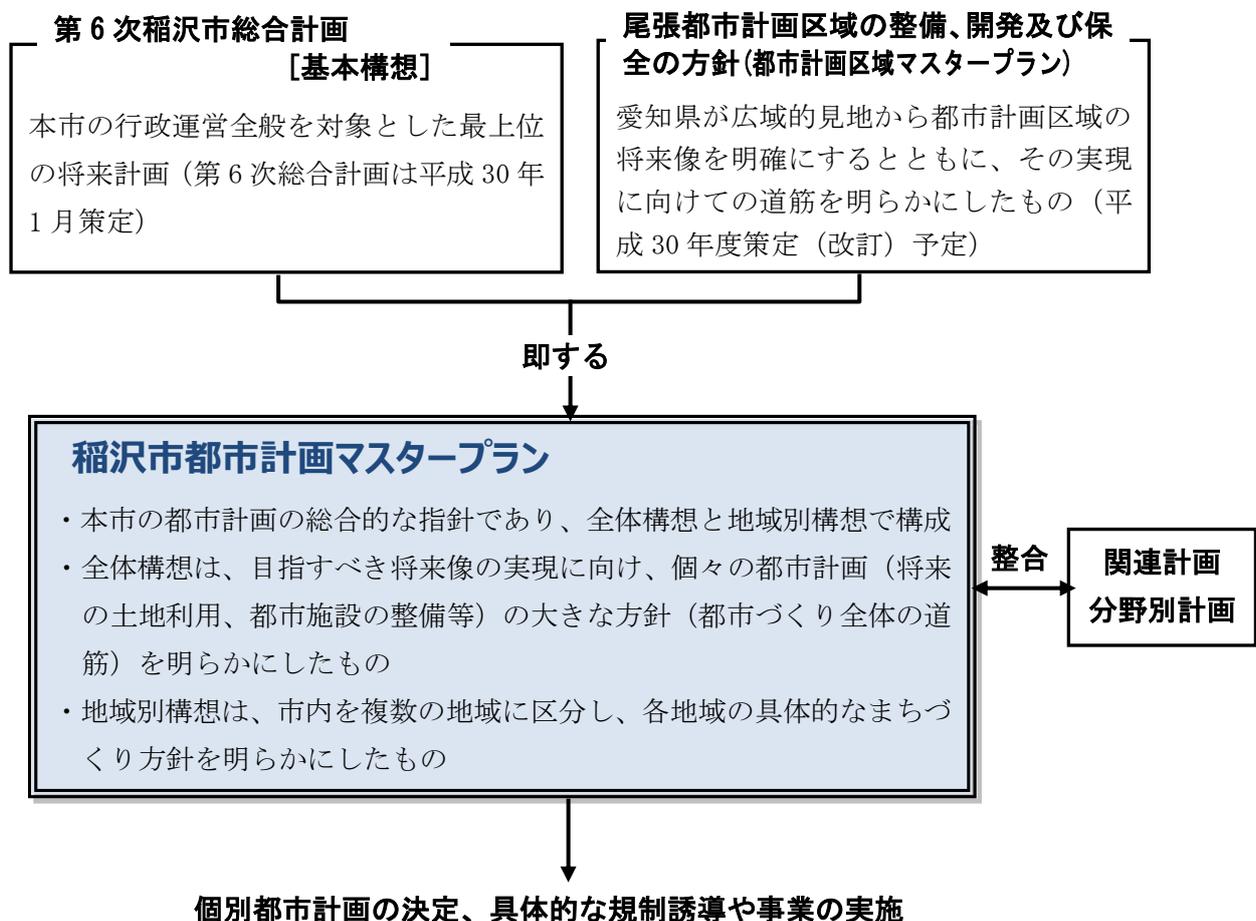
(1) 目的と役割

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の指針としての役割を果たすものです。(都市計画運用指針)

(2) 根拠法令

都市計画法第18条の2 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

(3) 法体系における位置づけ



2) 緑のマスタープラン

(1) 目的と役割

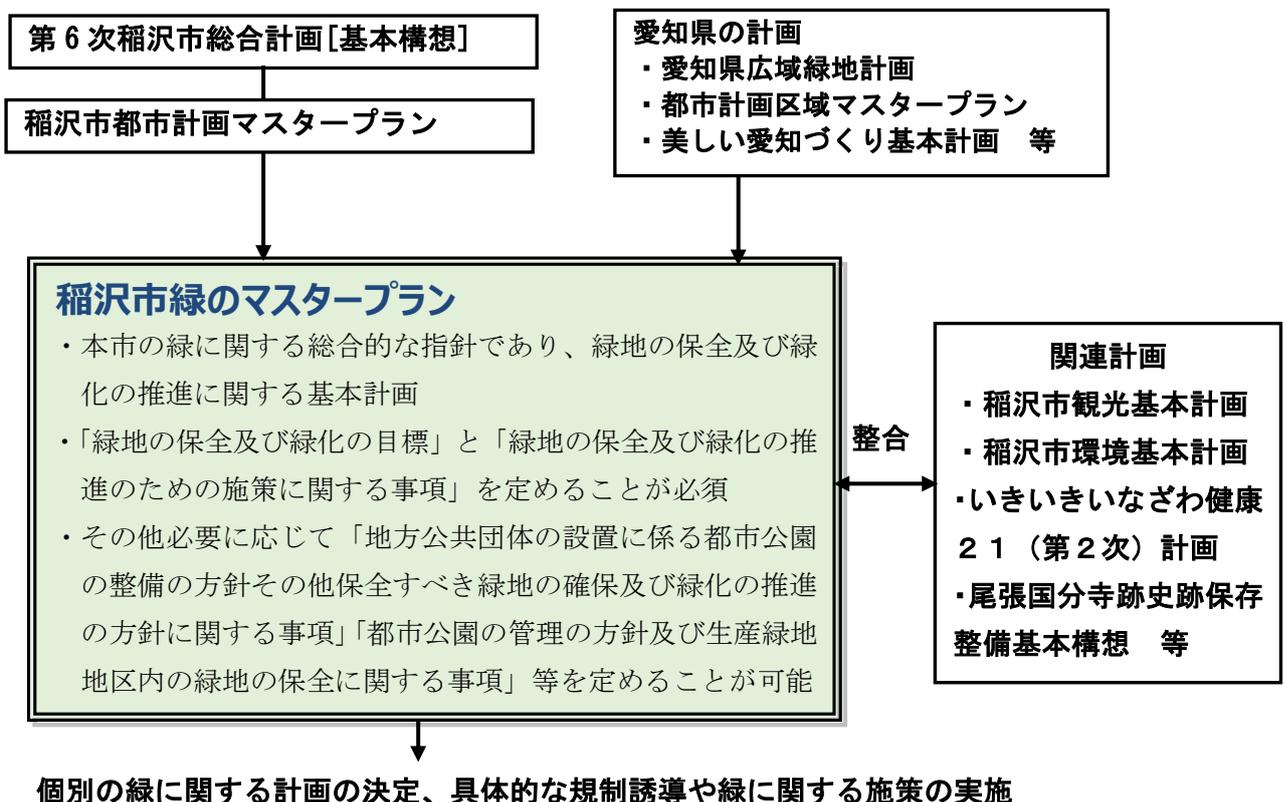
近年の環境問題に関する関心の高まりや自然とのふれあいに対する国民のニーズに応え、都市における良好な生活環境を形成するためには、一定の目標の下に、都市公園の整備、特別緑地保全地区の決定等都市計画制度に基づく施策と、民間建築物や公共公益施設の緑化、緑地協定、ボランティア活動、各種イベント等都市計画制度によらない施策や取組を体系的に位置づけ、官民連携の下、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図ることが必要です。

緑の基本計画（以下「基本計画」という。）制度は、地域の実情を十分に勘案するとともに、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開することを目的として、住民に最も身近な地方公共団体である市区町村が総合的な都市における緑に関するマスタープランとなる基本計画を策定できることとしたものです。（都市緑地法運用指針平成 29 年 6 月 15 日改正）

(2) 根拠法令

都市緑地法第 4 条第 1 項 「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」

(3) 法体系における位置づけ



2 現行計画の概要

1) 都市計画マスタープラン

策定年次	平成 22 年 4 月
目標年次	平成 32 年度 (2020 年度)
基本理念 ・基本目標	<p><基本理念> 歴史・自然とともに、都市活力・産業活力あふれる市民参加の都市づくり</p> <p><基本目標></p> <p>I 名古屋圏にて新たな都市活力を創造する魅力的なまちづくり</p> <p>II 広域的な道路体系を確保し産業活力を高めるまちづくり</p> <p>III 歴史・景観（自然）を活かしたまちづくり</p> <p>IV 市民とともにつくる安全・安心なまちづくり</p>
市街地誘導 規模の設定 (将来フレーム)	<p><将来人口> 総人口 131,200 人 (平成 32 年) 市街化区域人口 57,800 人 (平成 32 年)</p> <p><住宅地規模> 新規増分 57ha</p> <p><工業地規模> 新規増分 40ha</p>
将来都市 構造	<p>図2-3 将来都市構造図(土地利用)</p>

2) 緑のマスタープラン

策定年次	平成 22 年 4 月
目標年次	平成 32 年度 (2020 年度)
<p>基本理念 ・基本目標</p>	<p><基本理念> 歴史・文化・産業と結びついた特徴的な緑を活かし、市民とともに進める身近な緑づくり</p> <p><基本目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ●身近な水と緑の保全と創出 ●水と緑のネットワークの形成 ●歴史・文化と結びついた水と緑の保全・活用 ●市民協働の仕組みづくりと人材育成 ●民有地の緑の保全・活用
<p>緑地等の整備に係る目標値</p>	<p><緑地>都市計画区域内の緑地面積 3,216⇒3,230ha</p> <p><都市公園></p> <p>都市計画区域内の一人当たり都市公園面積 4.0⇒5.1 m²/人</p> <p>市街化区域内の一人当たり都市公園面積 3.1⇒4.2 m²/人</p>
<p>総合的な緑地の配置方針</p>	<p>① ●●●●●● 河川環境軸</p> <p>② ●●●●●● 緑の軸</p> <p>③ [〇 (hatched)] 生業の緑</p> <p>[〇 (hatched)] 水辺</p> <p>[〇 (red)] 都市の顔</p> <p>[〇 (blue)] 親水空間</p> <p>[〇 (orange)] 歴史的資源</p> <p>[〇 (green)] 都市公園 (5,000m²以上)</p> <p>④ [〇 (pink)] 広域レクリエーション</p>

3 策定の概要

1) 都市計画マスタープラン

(1) 策定の背景・必要性

現行の稲沢市都市計画マスタープランは平成 22 年 4 月に策定し、8 年が経過しようとする中、国においては都市再生特別措置法の改正による立地適正化計画や、まち・ひと・しごと創生法による地方創生総合戦略が創設され、これからの都市計画はその法改正の趣旨に沿って進めることが望まれています。

さらに、愛知県では、平成 28 年度に今後の都市計画の基本的方針となる「愛知の都市づくりビジョン」を策定し、平成 30 年度に「都市計画区域マスタープラン」を策定する予定となっています。本市においては、上位計画である第 6 次稲沢市総合計画の策定に平成 27 年度に着手し、平成 30 年 1 月に公表しました。

こうした社会情勢の大きな変化等に対応すべく、上位関連計画と連携し、新たな都市計画マスタープランを策定することが必要です。

2) 緑のマスタープラン

(1) 策定の背景・必要性

現行の稲沢市緑のマスタープランは平成 22 年 4 月に策定し、8 年が経過しようとする中、国においては平成 28 年度に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」において新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方についてとりまとめました。また平成 29 年度には都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するために都市緑地法等の一部改正が行われました。

こうした社会情勢の大きな変化等に対応すべく、上位関連計画と連携し、新たな緑のマスタープランを策定することが必要です。

4 策定体制

本計画は、市の職員により構成する「策定検討会」が原案を検討し、学識経験者、各種団体代表、市民代表等により構成する「策定委員会」の意見、助言を踏まえて策定します。

また、市民・事業所アンケート調査、地域別ワークショップの開催、緑化重点地区市民会議、パブリックコメントの実施等により、市民意見の反映に努めていきます。

○策定検討会（庁内組織）

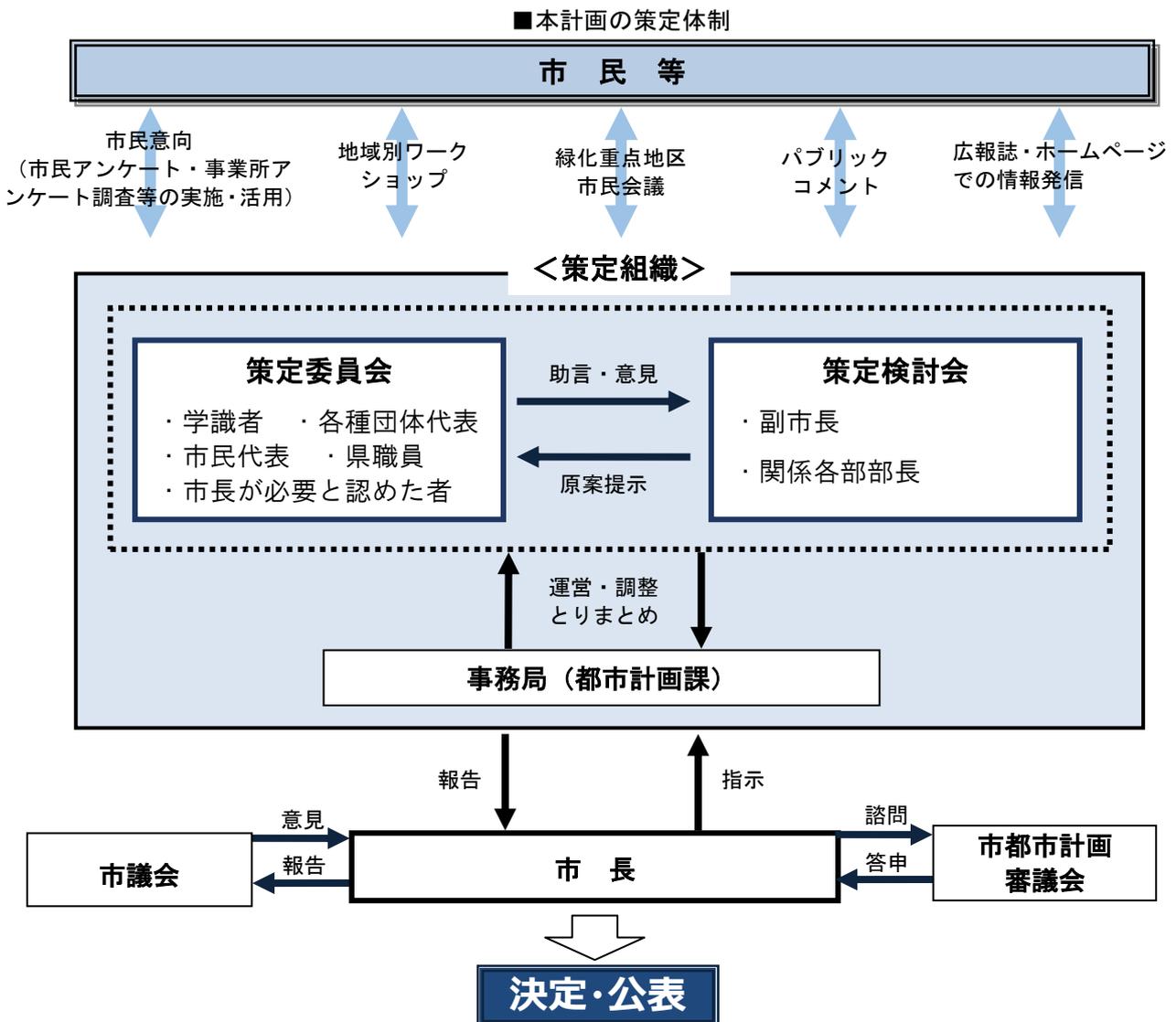
稲沢市都市計画マスタープラン、稲沢市緑のマスタープランの策定に伴い、原案の検討を行う。

○策定委員会（庁外組織）

稲沢市都市計画マスタープランの策定、稲沢市緑のマスタープランの策定に関し、様々な視点から検討を行い、策定検討会に指導助言を行う。

○事務局（都市計画課）

策定検討会、策定委員会に対し、必要な資料及び情報提供を行うとともに、策定検討会、策定委員会の運営を行なう。



決定・公表

5 策定スケジュール

